

総社市教育委員会会議録

1 開 会 令和5年7月24日 午後 2時00分

2 閉 会 令和5年7月24日 午後 4時00分

3 場 所 総社小学校 3階 多目的室

4 出席又は欠席した委員

出席委員

教育長	久 山 延 司
教育長職務代理者	三 宅 眞砂子
委 員	児 島 塊太郎
委 員	大 山 敬 子
委 員	剣 持 江利奈

5 会議に出席した者

教育部長	加治佐 一 晃
教育部参事兼教育総務課長	
	藤 原 直 樹
教育部参事兼部活動地域移行推進室長	
	平 田 壮太郎
学校教育課長	在 間 恭 子
こども夢づくり課長	浅 野 竜 治
教育総務課主幹	高 谷 直 樹
学校教育課指導主幹	時 光 皓 之

6 会議録署名委員

久 山 延 司 児 島 塊太郎

7 付議事件

議案第17号	令和6年度使用小学校教科書用図書の採択について	原案可決
議案第18号	令和6年度使用特別支援学級教科用図書の採択について	原案可決
承認第5号	総社市就学援助規則の一部を改正する規則について	原案可決

承認第 6 号 総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する
規則について

原案可決

8 議事の概要 別紙のとおり

【開会 午後2時00分】

◆久山教育長 ただいまから教育委員会を開会いたします。今回は、総社小学校をお借りして開催いたします。この教育委員会には、議案2件、承認2件が付議されておりますが、議案第17号・18号については、議事の都合によりまして、本日の日程の最後に審議したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、まず、会議録の署名委員についてであります。会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、私のほか、出席委員中、児島委員にお願いします。

それでは、承認第5号「総社市就学援助規則の一部を改正する規則について」事務局から説明願います。

◆藤原教育総務課長 失礼いたします。承認第5号「総社市就学援助規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。就学援助制度につきましては、経済的な理由により、児童生徒の就学が困難なご家庭に対し、学校給食費、学用品等の費用の一部を援助するものでございまして、この規則は、就学援助費の支給等に関して、必要な事項を定めているものでございます。今回の改正は、主に就学援助費に「オンライン学習通信費」を追加するためのものでございます。なお、「オンライン学習通信費」につきましては、5月の教育委員会におきまして、補正予算の議案の中でもご説明いたしました。今月から小中学校で、GIGAスクール端末の持ち帰りが始まることに伴うものでございます。1枚お開きください。こちらに今回の規則の新旧対照表、改正後・改正前の表がございまして、まず、第2条でございまして、こちら定義を定めているものでございまして、今回の改正に合わせて、法律の引用条項の修正でありますとか、字句の整理を行っているものでございます。それから、第3条は、対象者について定めております。こちらには、総社市立の学校といたしまして、来年4月開学予定の、義務教育学校をこの段階で加えるほか、併せて字句の整理を行うものでございます。次のページに移っていただきまして、第4条でございまして、第4条は、就学援助の種類及び額を定めているものでございますが、第1項で就学援助費に、「オンライン学習通信費」を加えるとともに、第3項では、先ほどの第3条と同様に、義務教育学校を加えるほか、字句の整理を行っているものでございます。それから第11条でございまして、こちらは、就学援助費の支給の留保というものを定めているものでございますが、字句の整理を行うものでございます。附則といたしまして、この規則は、端末の持ち帰りが本格実施となります令和5年7月1日から施行し、同日以降の「オンライン学習通信費」の経費について適用することとしております。なお、本件につきましては、7月からの持ち帰り開始に向けて、早急に規則を定める必要がありましたので、総社市教育委員会事務局処務規則第9条の規定によりまして、専決処理をしたものでございまして、本日報告し、ご承認頂こうとしているものでございます。以上でございます。

◆久山教育長 ただいま事務局から説明がありました承認第5号について、なにかご質問、ご意見はございませんか。

◆**児島委員** これは、何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

◆**藤原教育総務課長** 小学生は約400人、中学生は約350人です。

◆**久山教育長** そのほかにはございませんか。これについては、小3から小6ということで、小学校が400人という話がありましたが、一部積極的な考え方で、1・2年生から持ち帰りをさせたいと、そういう学校もあつたりします。それはこの対象にはならないということですが、積極的に取り組んでいるということでもあります。よろしいでしょうか。それでは、承認第5号については、可決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆**久山教育長** それでは、ご異議がないようですので、承認第5号については可決しました。次に、承認第6号「総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について」事務局から説明願います。

◆**藤原教育総務課長** 失礼いたします。それでは続きまして、承認第6号「総社市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。特別支援教育就学奨励費につきましては、障害のある児童生徒が、特別支援学校でありますとか、小中学校の特別支援学級へ就学するにあたり必要となる経費について、ご家庭の経済状況に応じて支給するものでございます。この規則は、その支給等に関して必要な事項を定めたものでございますが、今回の改正は、先ほどの就学援助規則と同様に、主に奨励費に「オンライン学習通信費」を追加するためのものでございます。資料を1枚お開きください。そちらに改正する規則ということで、改正前後表がございます。こちらに基づきまして、説明をさせていただきます。まず第1条でございます。こちらは目的を定めているものでございますが、先ほどの就学援助規則と同様、来年4月開学予定の義務教育学校を加えるものでございます。第2条は定義を定めているところでございますが、こちらは、字句の整理を行うものでございます。それから、次のページに移っていただきまして、第3条でございます。こちらは、対象者を定めているものですが、第1条と同様に、義務教育学校を加えるものでございます。それから第5条は、奨励費の支給の決定について定めているところでございますが、第2項で規定している支給区分につきまして、国に合わせるとともに、各区分における金額の割合を規則に明記するものでございます。それから第6条は、奨励費の種類及び額を定めているものですが、奨励費に、「オンライン学習通信費」を加えるとともに、第5条で支給区分を改めたことに伴い、各区分において対象となる奨励費を規定したほか、字句の整理を行ったものでございます。最後のページになります。附則でございます。附則といたしまして、この規則は、就学援助規則と同様に、令和5年7月1日から施行し、同日以降の「オンライン学習通信費」について適用することとしております。なお、本件につきましても、先ほどと同様、7月からの持ち帰りの開始に向けて、早急に規則を定める必要がありましたので、総社市教育委員会事務局処務規則第9条の規定により、専決処理をしたものでございまして、本日報告し、ご承認頂こうとしているものでございます。以上でございます。

◆**久山教育長** ただいま事務局から説明がありました、承認第6号について、ご意見、ご質

間がございましたらお願いします。よろしいですか。それでは承認第6号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆久山教育長 ご異議がないようですので、承認第6号については承認されました。

続きまして、教育長報告を何点かご報告をさせていただきます。海外のホームステイを、今年には久しぶりに実施します。令和2年から、コロナの関係で実施出来ていません。今年、オーストラリアのキューハイスクールというところで、昭和地区は、メルトンとの姉妹校ということですが、そちらのほうは受け入れが出来ないということで、今年にはキューハイスクールだけで実施します。人数についても、小規模でありまして、今まで昭和地区は別枠だったのですが、今年には昭和地区も含めて12名ということになります。8月5日から14日までの10日間です。日程的にもこれまでは、2週間、14日間だったのですが、今回は縮小しています。キューハイスクールは、小学校の受け入れをしておりませんので、中学生のみです。これまで、メルトンは小学校の受け入れもしてくださって、昭和小とか維新小からも何人か行っていました。今年には中学生のみということになります。ちょっと学校に偏りがあって、応募してきた人数にも偏りがあったのですが、実際に、面接、作文などの試験をして審査をした結果、総社東中学校7名、総社中学校2名、昭和中学校2名、大安寺中等教育学校1名の12名が参加するということになります。今年、物価の高騰等もありまして、航空運賃などもかなり上がっています。公費で半分負担するので、保護者負担が若干例年よりは多くなるのですが、無理をお願いして実施するということになります。引率は、教育委員会学校教育課の竹花指導主幹、昭和中学校の青田教頭、総社東中学校の中原指導教諭の3名が引率ということになります。JTBの添乗員は男性ですので、男子に何かあった時に対応してくださると思います。こういうことで、今年度は実施します。それから、後から配りました、昭和五つ星学園義務教育学校。昨年暮れに、学校名を決定しました。それから、グランドデザインということで、学年段階の区切りを3-5-4制するというのもこの会で決定をしたと思います。それ以外の主なものを説明させていただきます。開校準備委員会での協議結果を以前も説明させていただきましたが、この組織は開校準備委員会という、約30人の学校関係者、地域の方の代表、それからPTAの保護者代表という方で組織した開校準備委員会があります。会長は、昭和地区の浅沼さんという方をお願いしています。その開校準備委員会の組織を、決め事によって小委員会というのが出来ていて、小委員会でテーマを決めて、そこで協議したものをまとめて、準備委員会に、何回か今まで開きました。最終の準備委員会を7月に行いましたが、そこで決まった、これがほぼすべてであります。それを、私と学校教育課中原指導主幹が、浅沼会長から報告を受けた内容です。その席には、校園長も同席しておりましたから、この内容については、私と校園長は了解し最終的に、今日この会で見たいき特に問題がなければ、これでいきたいと思えます。グランドデザインですが、3-5-4制、目指す子供像を、「切り開く子ども」、これは幼稚園から中学校まで同じものです。学校教育目標を、「友 地域 未来とつながり 考え、表現・行動する子どもの育成」にし

組替授業いわゆる教科担任制です。6年生は教員の人事にもかかわってくるので、現時点で、必ず全教科、教科担任制にしますとは言えない部分があるのですが、出来るだけ6年生は中学校に合わせて、教科担任制を中心に行いたいと思っています。5年生についても、一部教科担任制を進めたいと考えております。具体的には3月ぎりぎりになります。人事が決まってからということになります。部活動に関して、6年生はどうするのかということですが、年に5回から10回程度、希望する部活動に参加するという事で考えています。昭和中学校は総社中学校と合同部活動を行っていますので、土日になると、合同部活動への参加ということになりますので、6年生はそこへの参加ではなくて、平日自校の活動への参加を考えているところです。裏面を見てください。それぞれの学校には過去の写真、航空写真ですとか、卒業生の卒業制作とか、色々なものが残っております。そういうものをどういうふうにするか、よく見て必要なものだけ残してあとは処分するなど、その時には写真で残すとか、データで保管するなどにしたいと思います。それから制服です。中学校は今年から4校とも新しい制服をしておりますが、小学校に関しては当初、中学校の制服と同じだけど、ブレザーの襟なし、生地や色やデザインは一緒にして、襟だけというように案が出たのですが、値段が現行の小学校の制服と差があります。要するに、小学校の制服、新しい襟なしにした中学校の制服と、中学校の制服、あまり変わらないくらいの値段になります。小学校もその制服にすると、相当な値段になります。6年間の間に子供が大きくなりますから、2回、3回くらいは替えないといけないとなると、相当な負担になることもあって、襟なしをやめ中学校の制服をどの学年から着てもいい、中学校の制服ではなくて五つ星学園義務教育学校全体の制服として小1から中3まで1年生から9年生まで一つの制服とします。それから、例えば、5年生とかは女子の方が発達が早いから、そこで買い替えるとしたら、小学校の制服ではなくて中学校の制服にしたい人もいます。それはどうぞ、してもいいですよ、ということで、ふたつ制服があるような格好になり7年生から9年生は中学校の制服、そこまでの間、1年から6年までの間はどっちでもいいとするのがこの案です。このあたりのご意見がありましたらお知らせください。体操服に関しては、小中学校全部同じ体操服です。それから、校則、学習規律については、1年生から5年生の1-5キャンパスについては小学校、7年生からの6-9フロンティアキャンパスは中学校の校則を原則として使います。通学カバンは、6年生については、ランドセルと中学校用のリュックサックどちらでも可とし柔軟な対応にしていこうということでもあります。スクールバスですが、維新小学校区の1年生から6年生を対象とします。昭和の中で電車通学をしていたり、かなり遠い距離を通っている子もいて、その子もスクールバスを遠いところは走らせてくれないかというようなこともあったのですが、それをすると、ほかの小学校の関係もあつたりしますので、維新小が義務教育学校になることによって、通学が不便になります。それに対応するというこのみにしたいということです。ただし、6年生については、自転車登校は昭和小学校区、維新小学校区ともに可ということです。それから、学校運営協議会、これはコミュニティスクールへの移行になります。これが全体的なことです。

◆久山教育長 それでは次に、報告事項に移ります。「総社市学校部活動、地域クラブ活動の在り方に関する方針（案）について」事務局から説明願います。

◆平田部活動地域移行推進室長 失礼いたします。事前に配布していた資料により、説明いたします。学校部活動、地域クラブ活動の在り方に関する方針についてご説明いたします。1ページをご覧ください。こちらにつきましては、平成31年4月に総社市運動部活動の在り方に関する方針、令和2年3月に、総社市文化部活動の在り方に関する方針を定めておりましたが、今年度から令和7年度までの3年間、国において部活動の地域移行推進期間とされておりまして、環境整備を進めていく必要があります。岡山県はこの5月に策定しております。そのような中で、運動部と文化部をあわせて学校部活動と地域クラブ活動の在り方に関する方針を定めようとするものでございます。策定にあたっては、中学校の校長先生および、各学校の部活担当者のご意見を踏まえて進めてまいりました。今回改定のポイントをご説明いたします。まずは、順守すべき対象者を教育委員会及び学校、さらに学校部活動指導者を追記しております。これは「3」にありますように、適切な休養日及び活動日の設定の目的と対象をより明確にいたしまして、生徒の成長に最適なスポーツ、文化芸術環境を実現するとともに、指導者としての教員等の働き方に取り組んでいくというものでございます。また、以前の方針では、運動部、文化部ともに、学校教育の一環として教育課程と関連して行われるものとしておりましたが、それも踏まえて地域移行を進めていくという立場で、この度は教育課程との関連は省略しております。次に、「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進」のなかで、①体罰・ハラスメントの根絶を明記しております。2ページをご覧ください。「4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術活動を行う環境の整備」の中で、②生徒の意に反して強制的に加入させてはならない。また、③過度な負担とならないよう活動時間を短くする工夫や配慮を明記しております。それから、「7 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備」では、(1)で部活動指導員の単独引率、(2)で兼職兼業の許可を明記しております。兼職兼業については、現在許可基準などについて調査中でございます。3ページ、続いて「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を示しております。国が示す改革推進期間において、段階的な地域移行・地域連携を進めるため関係者の理解の下、環境整備を速やかに整備するというものでございます。「1 新たな地域クラブ活動の適切な運営」では、参加者、適切な運営、会費の設定、保険の加入について明記しております。「2 地域クラブ活動の活動内容」では、(1)活動内容について、運営団体と実施主体の役割、(2)指導者の確保と適切な指導の実施、4ページ(3)時間の設定、(4)大会数の上限目安については、学校部活動と同様としております。(5)活動場所については、運営団体・実施主体が適切な規模の活動場所の確保をすることを明記しております。基本的には、現状の活動場所、学校施設及びスポーツ・文化施設等になります。最後に、「3 市の役割」については、現在は、部活動地域移行推進室が実施主体となり、地域クラブ化を進めていっております。支援や運営、指導者となる教師等の兼職兼業を、あわせて明記しております。以上でございます。

- ◆久山教育長 この件について、なにかご質問、ご意見ございますか。
- ◆大山委員 質問いいですか。4ページの3の、市の役割という、今おっしゃっている部分ですけど、②の「市は、自ら運営団体・実施主体として地域クラブを運営する。」というこれは、具体的にはどういうイメージですか。
- ◆平田部活動地域移行推進室長 今現在、合同部活動として、昭和・総中バスケットを実施しております。こちらについて、今は学校部活動の合同部活動です。地域移行という形で、10月くらいから、運営団体として学校から離れて、今現在は部活動地域移行推進室が取った形で運営をいたします。学校ではなく、今でいえば教育委員会の部活動地域移行推進室が、地域クラブとして引き取るというような形になります。これを段階的に移行しようという考えになっております。
- ◆大山委員 地域移行とか、地域連携という言葉の定義が私自身の中で地域っていったい何だろうっていうのがずっとあります。単純に地域と言っても、色々なやり方があるので、今言われている、総社中学校と昭和中学校の合体のものを市が引き取った形でというのは、よくわかるのですが、ほかの様々なパターンが出てくる可能性がありますよね。そこらは今後、どうなっていくのでしょうか。
- ◆平田部活動地域移行推進室長 まさにおっしゃる通り、色々な形があると思います。今、取り組めるところからと思っております。昭和中学校と総社中学校のバスケットなりを地域移行という形で、受けようかと思っております。確かに、他所の市では大きな変革を丸抱えして指導者を派遣するという形もありますし、総社市で出来るところからやらせていただこうと思います。今幸い指導者は、総中、昭和中ともいらっしゃいますし、場所についても総社中、昭和中入れ替え行き来することで有効に使っています。お金の面については、まだ今年度試行段階ですので、これから検討していこうと思いますが、そういう形で進めようかと思っておりますし、色々なパターンが確かに、競技によって、種目によって出てくると思います。
- ◆大山委員 とても自然な形で、私はいいスタイル、方向性だとその部分については思っています。例えば、音楽で言ったら特定の専門的なプロフェッショナルな演奏家を育てるとかじゃなくて、学校教育の中でやっている意味合いというのがどこかで残って欲しいという気がしているので、今総社市でやっている昭和中学校と総社中学校のプログラムがそれこそ地域と言えらると思います。
- ◆平田部活動地域移行推進室長 ありがとうございます。
- ◆久山教育長 ほかにありませんか。
- ◆児島委員 なんとなく、教育委員会が出したものじゃなくて、市長部局が出したものに見える。
- ◆久山教育長 それが難しいところです。準備委員会、部活動地域移行推進協議会、これを推進するための推進協議会、まだ1回目2回目、準備委員会が出たのですが、その推進委員会の会長が市長です。市長が推進委員会の会長であることもあって、敢えて、部活動地域移

行推進室は総社市教育委員会になってますけど、児島委員さんが言うように、教育委員会色が薄い部分がいづらかあると思います。

◆**児島委員** ほとんどスポーツ大会であり、文化芸術とかいうところがない。

◆**久山教育長** 県が出しているのは、スポーツですか。

◆**平田部活動地域移行推進室長** スポーツです。それをベースに、総社市は令和2年3月に文化部活動の在り方に関する方針を出したのですが、この度、スポーツも文化も一緒にしようと考えています。

◆**久山教育長** 総社市では一緒にする、県はまだ別々ですか。

◆**平田部活動地域移行推進室長** 県は現在、一応学校部活動の在り方としています。

◆**久山教育長** 今ご意見いただいたので、文化的なものを吟味し見直していきましょう。それでは、報告事項がもう1件あります。要項にはないのですが、「全国及び岡山県学力・学習状況調査結果について」事務局から説明願います。

【事務局説明】

◆**久山教育長** それでは、次回の教育委員会の日程についてですが、8月23日水曜日午前10時から、昭和中学校のラーニングルームで開催いたします。会場が昭和中学校なので、市役所から乗り合わせにより出発したいと思います。次に9月の教育委員会の日程を調整したいと思います。事務局から提案願います。

*** 9月の教育委員会について日程調整***

◆**久山教育長** それでは、9月の教育委員会は、9月25日（月）午後2時から維新小学校で開催いたします。乗り合わせの時間などは、また次回にお知らせしたいと思います。

次に議案第17号・18号の審議に入ります。この件については、教科用図書に係る議案であり、案件の内容から非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

◆**久山教育長** それでは、この件の審議は非公開といたします。関係職員以外は退席願います。

【関係職員以外退席】

◆**久山教育長** 議案第17号「令和6年度使用中学校教科用図書の採択について」及び議案第18号「令和6年度使用特別支援学級教科用図書の採択について」事務局から説明願います。

【非公開審議】

◆久山教育長 これでは審議がすべて終了いたしましたので、本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

【閉会 午後4時00分】